



安平町の まちづくり

行政執行方針および予算特集号



平成 18 年度町政執行方針



はじめに

私は、今年4月に行われた早来町と追分町の合併に伴う選挙によって、多くの町民みなさまの負託を受け、初代安平町長として就任させていただきました。

昭和27年に両町の前身である安平村から分村して以来、半世紀余の歴史を経て、二つの町が今まさに安平町としてひとつとなり、お互いの先人が築き上げた歴史と文化を礎として、さらにこの安平町を大きく飛躍、発展させていくことが私に与えられた使命であると、今改めてその重責に身の引き締まる思いをいたしております。

私は、今年3月26日に追分町長を失職するまでの間、合併協議会の副会長として「新町まちづくり計画」の策定に直接取り組んで参りました。

特に、両地域の特徴ある個性を表現するためのキーワードとして“笑顔”と“ぬくもり”を掲げ、新しいまちづくりのテーマを『くらしと笑顔が広がるぬくもりと活力と躍動のまち』とすることを町長会議で提言し、協議会において決定させていただきました。

このまちづくりのテーマにかける私の想いは、人口約9,400人の安平町に住むすべての人たちが、日常生活を送るうえで不便や不安を感じることなく、笑顔の絶えない、温かみのあるぬくもりに溢れた充実した生活が実感でき、将来的発展の可能性を秘めた夢のある、地域全体が自立した活力と躍動に満ちた新しいまち『安平町』を、住民のみなさんと共に実現しようという、熱い想いを込めて決めさせていただいたところであります。

私は、町民みなさまのご期待に応えるべく、この想いを新生安平町のために、全身全霊を賭して町政運営にまい進する覚悟でございます。

また一方では、まちづくりの担い手は町職員であるとの考えから、お互いの理解と共通認識を図り、「町民の目線に立った、町民のための、町民のために働く役場づくり」を、職員と共に取り組んでいきたいと考えております。

ここに向こう4年間にわたる町政執行の所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、これから進める町政運営に臨む具体的な基本姿勢について申し上げます。

町政運営の基本姿勢

1. 平和と民主主義を基本とした地方自治の確立と町民の人格と価値観を認め 合う人間尊重のまちを目指します。

戦後60年を過ぎ、私たちを取り巻く社会経済情勢はまさに変革の時代を迎え、世界的にはイラクへの自衛隊派遣問題や北朝鮮の拉致問題、韓国との竹島問題、イランの核開発問題や原油の高騰、

靖国神社公式参拝によるアジア諸国からの批判など、また国内では憲法の改正問題や国の構造改革による所得格差拡大など、到底、平和で安心、安全な社会とは言い切れない数多くの課題を抱えております。

そんな時代だからこそ、町民相互の人格と価値観を認め合える、平和と民主主義を基本とした真の地方自治の確立と地方主権を目指し、人間尊重のまちづくりを進める必要があると考えます。

2. 「町民がオーナー、町長はマネージャー」との認識に立ち、公平公正で、町民と共に歩む、町民本位の舵取りに徹します。

私は、この選挙戦で安平町の各地域に足を運び、いろいろな方々とお会いして地域の要望や課題、ご意見等をお聞きして参りました。

そうした中から、町民のみなさんが描いている合併後の安平町の姿や将来像、役場のあり方などについて多くのことを学び、このまちを支えてくれている多くの町民のみなさんがいるということを決して忘れてはならないと、気持ちを新たにしましたところであります。

私は、こうした地域に根ざした人たちがいてこそ、このまちが存在しているということを念頭に置きながら、町民はオーナーであり、町長はマネージャーであるとの認識を常に持ち、町民の目線に立った、町民の声が直接行政に反映される、民意に沿った開かれた町政と、どちらか一方に偏ることのない、公平で公正な、町民から信頼される、清潔で町民本位の町の舵取り役として町政運営に当たっていく所存でございます。

3. 安平町のそれぞれの地域が、その特性や特色を活かし、均衡ある発展がなされるように全体を見据えた町政運営を行います。

安平町には、それぞれの地域に潜在的な能力や資源、個性に溢れた活動を行っている人材など、多くの宝物があると思います。

その背景には、それぞれの立場で地域を支えている町民のみなさんはもちろんのこと、新千歳国際空港や重要港湾である苫小牧港、国家的プロジェクトである苫小牧東部開発地域、道央と道東を結ぶ鉄道や高速道路を始めとする主要道路網、国産チーズの発祥の地、町内にある工業団地や住宅団地、全国有数の軽種馬産地など挙げればきり



がないほどたくさんあります。

私は、これらの潜在的な能力や資源などを最大限引き出し、地域の特性や特色を活かしながら、安平町全体をひとつのステージとして捉え、それぞれが点ではなく、線として結ばれ、さらに地域に拡大し、まち全体が活力に満ちた均衡ある発展につなげていくため、全体を見据えた町政運営を行っていきます。

当面する重要課題

1. 「第1次安平町総合計画」の策定

安平町は、昔安平村というひとつの自治体であったとはいえ、54年間の隙間を短期間に埋めることは、そう容易なものではなく、まずお互いを良く知り合い、認め合い、譲り合いながら融和を図っていくことが重要であり、それが大切であると考えます。

そのためには、新しいまちづくりの指針となる『第1次安平町総合計画』が、町民の相互理解のもと策定される必要があると思います。

しかし、この合併という、今までに体験したことのない状況下にあっては、なるべく早い機会に計画を策定し、住民の一体感の醸成に努めていかなければならないものと考えます。

私は、今回の選挙戦において住民の皆さまに対し、「マニフェストで示す安平町への夢と希望」と題した、安平町の新しいまちづくりに対する公約を掲げ当選させていただきましたが、その選挙公約との整合性を図ることはもちろんのこと、責任ある立場で合併を進めてきた者として策定した「新町まちづくり計画」を基本に計画の策定を行っていきます。



2. 「行政改革プラン」の策定

合併してまちの規模が大きくなったとはいえ、行財政基盤の健全化は自治体にとって必要不可欠なものであり、立ち止まることが許されないものであります。

私は、今まで両町が進めてきた行政改革の内容を再検討し、新たに安平町としての財政面も含めた中での行政改革を一体的に進める、『安平町行政改革プラン』の策定に着手し、安定した行財政基盤の確立を目指すため、重点的に行財政改革を進めていきます。

また、行政改革については、とかく削減される項目にばかりに目が向けられがちですが、中には一時的に経費は増大するが、最終的には経費の削減につながるものや投資効果がすぐに現れないもの、あるいは指定管理者制度や行政評価制度などのような新たな制度の導入などもあります。これらも含めた内容の検討を行うため、役場内部における検討組織や住民による検討組織の組織化を図り、広い視野と高い次元に立った、「新たな行財政システム改革」の検討を進めていきます。

3. 「中期財政計画(収支試算表)」の策定

国・地方を問わず、膨大な負債を抱え、危機的

な財政状況下にあることは、ご承知のとおりですが、国の不透明な三位一体改革や人口の一極集中化、少子高齢化などを要因とする不安定な社会経済情勢にかんがみ、合併協議の過程では10年間をめぐとした長期財政計画の策定をまちづくり計画と併せて策定してきたところであります。今後の動向を厳しく見据え、柔軟かつ弾力的な対応が可能となる財政運営を目指し、第1次安平町総合計画との整合性を図りつつ、計画性と実効性のある「中期(5か年)財政計画(収支試算表)」を策定します。

4. 「公共施設管理基金制度」の創設

分村して以来、約54年間の時を経て安平町が誕生したわけですが、この54年間に、旧両町とも大体同じ時期に大規模な公共施設や簡易水道施設などを建設してきました。

新しいものでは公営住宅の建て替えや公共下水道施設の敷設など、多くの公共施設が建設され、今後これらに要する修繕経費が今までにも増して増大していくことが予測されますことから、総合計画や財政計画との整合性、あるいは毎年度の決算状況などと照らし合わせながら、公共施設の大規模修繕等に備えた新しい基金制度として「公共施設管理基金制度」の創設を行います。

まちづくりの基本目標についての考え方

私は、合併後におけるまちづくりの目標として、町民相互の融和と交流を図り、笑顔とぬくもりに満ちた「人」、「まち」、「産業」が元気で活力があり、営々と進化し続ける躍動感溢れるまちづくりを基本として取り組んで参ります。

そして未来を創造する子どもたちを大切に、熟年（高齢者）の知恵とパワーを活かすとともに、女性や若者をはじめ企業の皆さんが地域づくりに参加しやすい雰囲気醸成に努めながら、積極的に住民参加の促進を図ります。

以上これまで述べて参りました視点に立ち、安平町の将来に希望の持てるまちづくりの実現を目

指していくために、私は政策の柱として

1. 魅力あふれるまちづくり…（環境・うらおい創出）
2. 元気あふれるまちづくり…（産業の振興と創出）
3. 生きがいあるまちづくり…（生涯教育の推進）
4. 安心を大切にするまちづくり…（保健・福祉サービスの充実）
5. 信頼されるまちづくり…（情報公開・コミュニティ再編）

この5つの主要な政策を掲げさせていただきました。

いずれに致しましても、まちづくりの原点は町民の皆様であり、町民自らが町づくりに参画できるように、広く町民の意見・考えを聞く場を機会あるごとに設け、可能な限りそれらを政策に反映させ、住民と行政による協働のまちづくりを進めて参ります。



まちづくりの基本目標

まず、町政の執行に当たっての基本的な目標について申し上げます。

1 魅力あふれるまちづくり…(環境・うるおい創出)

私たちが日常生活を快適に暮らしていくためには、質の高い生活環境の整備や自然環境の保全などが必要になってきます。

世代間を超え、住宅困窮者が安心して快適に暮らせる公営住宅等の計画的な建て替えや未改良道路の計画的整備、公共下水道の整備や農村地区における合併浄化槽の設置事業などを推進していくとともに、町民植樹や里山づくりなどの町内緑化による自然環境の保全、子どもたちが安心して遊べる児童遊園地の整備充実と併せ、地域住民の協力のもと、遊具パトロール隊の組織化とそれに伴う活動支援など、安心安全な住環境の整備と自然環境の保全を推進していきます。

主要施策

- (1)公営住宅等の計画的な整備を推進します。また、町内すべての住宅について、総合的な活用計画の策定を進めます。
- (2)児童遊園地の整備充実とともに、遊具パトロール隊(住民によるチェック体制)の組織化と活動に対する支援をしていきます。
- (3)町民植樹、記念樹、里山づくりなど町内緑化を推進し、彩りあふれるまちづくりを目指します。
- (4)町民の生活路線を確保するために、未改良道路の計画的な整備に努めます。
- (5)追分駅前広場(ロータリー化)の早期完成とともに、駅前追分橋の拡幅、シンボル化(SL街道)を進めます。
- (6)住民生活の基盤となる簡易水道基幹改良事業及び飲雑用水道施設整備を促進します。
- (7)快適な居住環境を提供するため、公共下水道整備事業を推進していきます。
- (8)市街地における公共下水道事業の整備と調整を図りつつ、農村地域における合併浄化槽の設置



事業等を推進します。

- (9) コミュニティ施設(自治会館等)を計画的に整備していきます。
- (10) 若者定住促進住宅の建設や団塊世代の受け入れに向け、北海道が提唱している「北の大地への移住促進事業」と連携するとともに公共及び民間の相互協力により定住化を進めていきます。
- (11) シーニックバイウェイ(町内を縦貫する国道234号線を中心軸とした沿道の景観と環境保全整備により観光創出に結びつけていく取組)を視野に入れた道東道インターチェンジ周辺の魅力づくりとして、ふるさとの景観を活かした賑わいエリア(ダム周辺・駅前周辺など)の整備による観光空間の創出を進めていきます。
- (12) 瑞穂ダム周辺の花公園化等の環境整備を促進するとともに、自然環境に配慮したグリーンダム構想の推進を展開しながら、それぞれの拠点としての機能連携を図ります。
- (13) 町の貴重な財産である「鶴の湯温泉」及び「ぬくもりの湯」の有効活用を図ります。
- (14) 安平町の新しいまちづくりのため、「笑顔・ほほえみ」をキーワードとした食品安全やコミュニティ運動などあらゆる分野における「笑顔ブランド」の創設を目指します。
- (15) 苫小牧東部地域に進出する企業をターゲットとした地理的条件の良い、新たな居住空間整備に向け、民間活力(PFI)などを活用して推進します。

2 元気あふれるまちづくり…(産業の振興と創出)

他府県では、徐々に景気回復の兆しが見られるようになってきていますが、道内においては依然厳しい経済状況が続き、さらに少子高齢化や人口の一極集中がこれに拍車をかけ、ますます地域産業に与える影響は大きいものとなっています。

このような状況下において、地域を守り活力を高めるためには雇用の創出や地域産業の振興などが急務であり、企業誘致活動の強化、特に軽工業の誘致活動による雇用の創出とそれと連動した人口の増加対策の強化や現在ある企業の振興と地域

産業の活性化を図るとともに、地域の資源や人材を活用した新しい地域産業起こしなどに積極的に取り組んでいきます。

主要施策

- (1) 農業用廃プラスチック適正処理に対する支援を行います。
- (2) 土壌診断並びに土づくり対策事業(緑肥導入)の実施により、安平町農作物等の「笑顔ブランド」化を推進していきます。
- (3) 夕張シューパロダムからの導水事業の早期完成を目指します。
- (4) 新規就農者促進対策として、「生活支援」や「土地取得」などの支援対策を検討していきます。また、「農業経営のスリム化」を図るため、町独自の農業未来塾「ルーキーズカレッジ」の開設により農業後継者対策を講じていきます。
- (5) 早来商店街の空き店舗活用とともに、中心市街地(両商店街)の活性化と、早来駅前公園などの整備検討を進めていきます。
- (6) 担い手の高齢化に伴う農作業受委託の組織化に向けた体制整備とともに、農業機械共同利用組織と支援助成制度の創設を目指します。
- (7) 町内にある臨時的な雇用情報について、住民に対し必要に応じ速やかに対応できる情報提供の仕組みづくりを検討していきます。
- (8) 高齢者などを対象とした「商店と郵便局と行政の3者連携」による商店街町内宅配サービスを検討します。
- (9) 産業クラスター等によるふるさと商品の開発と商品化に対する支援助成措置を検討していきま。また、農産物の「笑顔ブランド」化を進めるため、農家の契約栽培による特定作物の産地化を支援するとともに、食育と地産地消を推進していきます。
- (10) 天然ガスなど地域にあるエネルギー源の有効な活用方策について検討します。
- (11) 軽種馬産地としての知名度を高めるPRとともに、軽工業の誘致活動などによる雇用の創出と連携した人口増加施策を推進していきます。



(12)商業及び農業の新規就業者の育成とともに、勤労者への融資制度を創設します。

3 生きがいあるまちづくり…（生涯教育の推進）

国、地方ともに各種の少子化対策を講じていますが、依然として子どもの減少に歯止めがかからない状態が続く中、児童生徒数の減少に対応した少人数学級制やチームティーチングの導入に向けた課題解決に取り組んでいくとともに、将来の一貫教育を見据えた幼稚園と保育所及び小、中学校との連携強化、歴史ある追分高校の存続に向けた全町的な運動を展開していきます。

まちづくりは人づくりであり、人づくりは教育であるとの観点から、ブックスタートの継続実施や幼少年期から自らの体験を元にした体験学習の強化、教育現場とはまた違ったかたちでの部活動における「外部コーチ制度」の積極的な活用を図っていきます。

町民の知恵や技術と経験を活かし、潜在的な能力を発揮して活動の核となっただく、「町づくりマスター制度（仮称）」や「有償ボランティア制度」などを創設し、多様化するニーズに対応した生涯学習体制の整備を進めます。

さらには、学校体育館や空き教室などの「教育施設の利用開放に伴う自主管理方式」の実施など、多彩な生涯教育活動の展開により、生きがいのあるまちづくりを進めていきます。

主要施策

- (1)幼稚園の保育時間の延長を実施するとともに、幼稚園と保育所及び小、中学校の連携を推進していきます。
- (2)学校の図書ボランティア組織を支援するとともに、ブックスタート事業を継続推進していきます。
また、部活動における「外部コーチ制度」の積極的な活用を図っていきます。
- (3)きめ細やかな学級指導等を図るため、小学校低学年(1年生)における「少人数学級(25名学級)」を目指していきます。
- (4)道立追分高等学校の存続運動については、授業料免除者に対する「学費等の助成」及び「通学費の一部助成」の制度創設を検討するとともに、学校が企画する事業への協力支援をさらに進めていきます。
- (5)潜在的な技術と知識・経験を活かす「町づくりマスター制度(仮称)」や「有償ボランティア制度」を創設し、多様化するニーズに対応した生涯学習への支援(生涯学習塾の創設)に努めます。
- (6)自主管理方式による学校体育館の通年開放を実施していくとともに、図書室及び空き教室の有効活用を進めていきます。
- (7)子どもを対象とした体験学習を強化するとともに、体験農場や農業学習などの食農教育を充実させていきます。
- (8)子どもたちが実践している「あいさつ運動」やお年寄りに対する「声かけ運動」を全町に浸透させていきます。
- (9)給食センターの統合に向けた準備と施設整備内容の検討に着手します。
- (10)温水プールの通年利用及びアイスアリーナの夏場利用を検討していきます。
- (11)安心して通学できる地域づくりを進めるため、追分で実施している「子どもサポート隊」の全町的な組織化を推進していきます。
- (12)小、中学校校舎及び教員住宅の計画的な改修整備に努めます。
- (13)町民センターの老朽化に伴う大規模改修工事を進めます。

- (14) スキー、スケートをはじめとするスポーツや武道など、住民によるスポーツ活動などを支援していくとともに、早来地区にあるスポーツ合宿所の利活用を促進していきます。
- (15) 子ども文化スポーツ賞の創設と受賞者に対するスポーツ支援制度を併せて検討していきます。
- (16) 鉄道資料館の整備と郷土資料館の整備検討に着手します。

4 安心を大切にすまちづくり…(保健・福祉サービスの充実)

私は、健康は笑顔へ、福祉は思いやりに、そして温かみのあるぬくもりに満ちた町へと進化していくものと考え、町民が健康でいつも笑顔の絶えない、思いやりと温かみのある、ぬくもりに満ちたまちづくりを推進していきます。

そのために、各種のウォーキング事業や遊歩道の整備、深呼吸ポイントの設置などを進め、人間本来の「歩く」という言葉をキーワードとして、体力づくりと健康づくり事業をさらに充実させていくとともに、子育て支援対策や少子化対策、定住化対策などを連携させた、安心して子どもを産み育てられる環境づくりをまちぐるみで展開していきます。

また、「安平町地域福祉計画」等の策定により、「地域医療・高齢者・介護・障害者・ひとり親家庭」などの各種分野における福祉において、機械的かつ金銭的な行政サービスから心のこもった「ぬくもりのあるサービス」への転換を目指した住民福祉施策を総合的に進めていきます。

自治体の究極の使命であります、町民の生命と財産を守るため、町民のみなさんが安心して安全に暮らせるよう、消防施設の整備や防災行政無線等の全戸整備の検討と地震や水害などの非常事態に備えた、ハザードマップの作成に着手します。

主要施策

- (1) 健康づくり事業として、各種ウォーキング事業や

遊歩道整備、深呼吸ポイントの設置などを推進していきます。

- (2) 国民健康保険医療費適正化については、介護保険法の改正により本年度から介護保険会計に介護予防、健康教育、健康相談が移行され、平成20年度には生活習慣病も介護保険会計に移行される予定になっている。

国民健康保険における医療費は、心臓疾患、脳疾患、糖尿病などの重症化、合併症が多くを占めており、その後は要介護状態となるなど、悪循環になり、検診内容、生活習慣病などの予防、健康増進対策が必要不可欠になって参ります。このため、国保・老保の医療費低減などの適正化を図るためにも、早期に国保ヘルスアップ事業計画の策定に努めます。

- (3) 町内公共施設の段差解消によるバリアフリー化とともに、オストメイトトイレ(人工肛門の方などが利用できるトイレ)の設置に努めていきます。
- (4) 町内における中核病院の位置付けを整理するとともに、保健医療福祉ネットワーク化の推進により、町民の健康増進と介護予防の充実を図ります。
- (5) 地域福祉の拠点として、福祉の家の整備を進めるとともに、旧鉄道集会所を「生きがい活動作業所」として改修し、成人者を対象とした陶芸など



が楽しめる施設として活用します。

- (6) 70 歳以上（理由により 65 歳以上も対象）の高齢者世帯や独居老人を対象とした、相互扶助の精神に立った「除雪支援制度」の充実に努めます。
- (7) 出生祝金制度を継続し、さらに、第 3 子以降の子どもに対する各種支援策の検討とともに、町内民間企業や商店等にも協力を呼びかけ、定住化・子育て支援をまちぐるみで展開していきます。
- (8) 安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、保育所施設の改修を進めるとともに、平日に加え、土日、祝日にも対応できる一時保育、子育て支援の充実に努めます。
- (9) 早来地区にも児童館を建設することにより、子育てを支援していきます。
- (10) 町内循環バスの導入については、町民の足を確保するため、巡回対象地域と利用対象者の見直しを実施します。なお、デマンド交通の運行については、必要性を含め今後検討していきます。
- (11) ディサービスセンターの改修を図るとともに通院移送サービスの充実に努めます。
- (12) 町民が福祉ボランティアなどの資格を取得するに当たって必要となる経費を支援していきます。なお、その財源として、社会福祉基金を活用します。
- (13) 安全な暮らしに向け、ハザードマップの作成着手と防災行政無線等の全戸設置を検討します。
- (14) 早来地区消防庁舎の老朽化に伴う整備、改修を推進していくとともに、老朽化した消防ポンプ車両の更新を図ります。

5 信頼されるまちづくり…（情報公開・コミュニケーション）

私は、前段でも申し上げましたが、町づくりの原点は町民のみなさまであり、地域における住民と行政、企業などがそれぞれ同じ立場で共通の認識と理解を示し、力と心をあわせて自分の足で成り立っていけるように、地域の強い土台づくりが必要であると考えます。

それには、行政に任せておけば良いという考え方ではなく、自分たちの町は自分たちで作るという気概と高い理想を町民一人ひとりが持ち、それ

ぞれの自治意識を高めていく必要があります。

地方主権型社会の確立を目指し、行政と住民の役割分担を明確にした「まちづくり基本条例（仮称）」を制定するとともに、第一次行政改革大綱の策定に併せた行政評価システムの構築などにより、行政の透明性と効率化を進めていきます。

また、住民と行政等の共通認識を図る上で、住民に対しての情報の共有化や住民が町の施策に関わりを持てるような、住民が参加できる機会を確保する仕組みづくりのため、町長室の開放や町長ホームページの開設などの方策を講じていきます。

さらに、町民との協働のまちづくりを進めるため、「安平町の未来（あした）を考える会（仮称）」を設置し、町民の町政参加の機会を広く提供していきます。

主要施策

- (1) 公約及び合併時の新町まちづくり計画との整合性を図った「安平町総合計画」を職員の手作りにより策定していきます。
- (2) 安平町の未来に向けた均衡ある発展と住民の一体感の醸成を図るため、「安平町ふれあい基金」を創設します。
- (3) 地方分権の推進を図るため、「行政評価システム」の導入、「政策法務委員会」の設置、「まちづくり基本条例（仮称）」の制定を進めていくとともに、まちづくりを推進する「町づくりマスター制度（仮称）」を創設します。
- (4) わかりやすい町予算の公表等による情報の共有化と、「行政評価システム」の町民参加機会を確保した仕組みづくりを推進します。
- (5) 町民と町長との対話する機会を提供するため、「町長室の開放」や「町長ホームページの開設」などの方策を講じていきます。
- (6) 町民との情報共有を図るため、議会中継の実施はもとより重要な庁内会議についても公開を検討します。
- (7) 町内の情報化施策の充実にともに、図書のデータベース化や地理情報システムなどの検討を進めます。

- (8)北海道電子自治体プラットフォーム構想（通称ハーブ構想）の導入による電子自治体の構築を進めるとともに、広報誌のDTP機器を活用した手作りのPRパンフレットづくりを進めていきます。
- (9)町民参加と町民との協働のまちづくりを進めるため、「安平町の未来（あした）を考える会（仮称）」を設置し、町民の町政参加の機会を広く提供していきます。
- (10)町民との協働のまちづくりの手法として、「町づくりマスター制度（仮称）」を職員も対象とした制度として活用していきます。
- (11)身近で親切的な役場とするため、「総合窓口職員」の研修の充実化を図り、総合窓口におけるワンストップサービスの提供を目指していきます。
- (12)男女共同参画社会に向けた「男女平等行動指針」の策定を進めるとともに、女性サミットや女性団体の組織化などを通し、「暮らしやすいまちづくり」の実現を目指していきます。
- (13)環境基本条例に基づく“環境問題取組実践指針”を策定し、リサイクル運動や花壇づくりなどの実践への理解を求めていきます。
- (14)美しい地域づくりのために行う様々な環境美化事業や不法投棄を監視する取組については、ボランティア協力員を中心に展開していきます。
- (15)地域コミュニティのあり方などについて、自治会組織等との協議を行いながら、町内における地域間交流を促進させていきます。
- (16)町の歳入確保を図るため、「公共施設管理基金制度」及び「町民まちづくり寄附条例（仮称）」の制定を目指します。また、その用途については、「まちづくり基本条例（仮称）」との整合性を図ります。
- (17)財政の健全化による住民サービスの充実化を進めるとともに、職員の意識改革で、親切で笑顔に溢れる「働く役場づくり」を目指していきます。

おすびに

私は、合併という苦渋の選択をした複雑な思いを持つ町民のことを考えるとき、新しくスタート



したこの町が本当に一つになって良かったと感じ、安心してもらえるようにしなければならないと思っています。

安平町の良いところを最大限引き出し、一方に偏ることのない公平で公正な、笑顔が溢れ、ぬくもりに満ちた、誰もが快適に安心して暮らせる「まちづくり」、「地域づくり」を進めていくとともに、北海道内における経済動向をみたとき、新千歳空港や苫小牧港と隣接しているという、他に例をみない「安平町の立地特性」を最大限に活かしながら、真の地方自治の原点である「地方主権」を目指し、光り輝く「安平町」となるように、町民及び職員と力を合わせ、共に努力していきたいと思っています。

最後になりますが、これからの安平町における行財政基盤の確立と働く役場づくりを当面の重要課題としながらも、新町の無限の可能性を地域住民全員で確認し、そして創造しながら、明るい一体感のあるまちづくりの実現に向けて、私はその先頭に立ち、全力を挙げて取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

以上、これから4年間の行政運営に臨むに当たり、私の所信の一端につきまして申し上げましたが、あらためて町民の皆さま、そして町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、初代安平町長としての町政執行方針といたします。

平成 18 年度教育行政執行方針



はじめに

平成 18 年第 2 回安平町議会定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げ、町議会、並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

現在、我が国では、時代の大きな転換期を迎える中で、官から民への構造改革が進む中、教育の分野においても、「画一から自立と創造へ」を基本理念とする教育改革が進められております。

しかし、その進むべき道には、不透明感が漂っており、地方においては、これまで以上に自らの知恵と努力によって、未来を切り拓いていかなければなりません。

このように、社会全体が混迷の中にある時、本町では、3 月 27 日に市町村合併が行われ、町民一丸となって新しい安平町の創造に取り組んでいるところでありますが、町を支える人づくり、その要となる教育の果たす役割は、今後、ますます重要になってくるものと考えております。

教育委員会といたしましては、これまで、それぞれの地域で育んできた歴史や文化を十分尊重しながら、町民一人ひとりが主体的な学習を通じて、自らの生きがいをさらに深まりのあるものにするとともに、その学びを生かし、新しい町づくりに貢献することができるような取り組みを推進してまいります。

教育行政に取り組む基本姿勢

次に教育行政に取り組む基本的な考え方を申し上げます。

昨今の教育を巡る状況を考えて見ますと、家庭の経済格差の拡大の影響が、子どもの学力の 2 極化に及ぼす社会構造に懸念を抱いております。

さらに、少子化・高齢化やグローバル化、情報化が一層進展するなど、社会の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も私たちが育ってきた時代と大きく異なってきております。

このような中においても、恒久平和のメッセージを尊びながら、学校教育と社会教育が融合し、人

格の完成を目指す教育の目的は不変であると考えております。

いうまでもなく、教育は、学校だけで解決するわけではなく、家庭・地域社会が一体となって取り組んでいかなければならない重要な課題であります。

そのために、「開かれた学校」を目指し、学校・家庭・地域のネットワーク化を通じて、行政として側面からサポートすることが、大切なことと受け止めております。

今後とも、地域の宝である子どもたちの教育に全力を尽くしていくことは、勿論のこと、社会教育においても、町民一人ひとりが、安平町の恵まれた自然環境や教育資源を生かしながら、「生涯学習社会」の充実に向けて、多様な学習活動を展開いたします。

同時に、心の豊かさを求め、心身を鍛える「芸術文化」と「スポーツ」の振興にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、教育行政の透明化を図るために、教育長室の扉を常に開放するとともに、「教育懇談会」などを通して、地域の皆様方の声に謙虚に耳を傾けながら、関係機関や団体などの多くの方々と連携・協力し、わかりやすく、開かれた安平町らしい教育の創造に努めてまいりたいと考えております。

1. 学校教育の充実

このような考えに立ち、はじめに『学校教育の充実』について申し上げます。

(学校教育の推進)

学校教育におきましては、児童生徒に基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせ、自ら学び、自ら考え行動できる「確かな学力」と「生きる力」を育むとともに、自然体験、ボランティア活動などの具体的な学習活動を通して、美しいものに感動する心、他人を思いやる心、生命を大事にする心など、「豊かな心」を育てるために、学校・家庭・地域が一体となって、創意と活力に満ちた学校教育の推進に努めてまいります。

このため、地域から信頼され、開かれた学校をより一層推進するため、保護者や地域社会の声を学

校運営に反映させる、安平町独自の仕組みづくりを検討してまいります。

また、学校の教育情報を積極的に保護者や地域住民等に提供するとともに、公開授業や学校行事の公開を進めて、風が行き交う信頼される学校づくりに努めます。

さらに、国の制度面でのハードルはありますが、子どもの個性に応じた、きめ細かな指導を図るため、小学校低学年（1年生）に対し、少人数学級の実現に向けて努力してまいります。

（幼稚園教育）

幼稚園教育につきましては、保育時間の延長を視野に入れるとともに、幼児期にふさわしい遊びを大切にしたい園内の集団生活の中で、道徳性の芽生えを根底におき、幼児一人ひとりに「生きる力」の基礎を培う教育・保育指導内容の充実に努めてまいります。

（特殊教育）

特殊教育につきましては、特別支援教育補助員や言語聴覚士を配置するなど、児童の状態に応じた、きめ細やかな指導に努めるとともに、就学指導委員会の意見を尊重し、児童生徒の自立を可能な限り支援してまいります。

さらに、平成19年度からスタートいたします特別支援教育に向けた準備として、安平町特別支援教育連携協議会の組織化を図り、児童生徒のサポート体制の充実に努めてまいります。

（教職員等の研修）

教職員等の研修につきましては、教育は人なりといわれますが、児童生徒の教育は一人ひとりの教師の人間性や専門性に大きく左右されます。

このため、教職員には、たえず自己研鑽に努め、専門職としての力量を高めることができるよう、支援してまいります。

なお、平成18年度の公開研究会は、早来中学校を会場に開催し、評価をふまえ、次年度の改革につなげてまいります。



（学校給食）

学校給食につきましては、給食センターの統合に向けた準備と施設整備内容の検討に着手するとともに、成長・発達過程にある児童生徒に、栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、食品管理、衛生管理を一層徹底し、安全な給食の提供に努めてまいります。

さらに、地場産物の使用を通し、食材のおいしさを教えるとともに、一人ひとりが正しい食事のあり方や、望ましい食習慣を身につけるための「食」に関する指導に努めてまいります。

（教科指導）

教科指導につきましては、学習指導要領に基づく、教育課程の改善・充実と基礎・基本の徹底を図り、確かな学力の向上に努めてまいります。

また、複数の教員による指導や習熟度別の指導などを通して、学ぶ力を引き出し、「わかる授業」、「できる授業」の工夫・改善を進め、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を進めてまいります。

さらに、語学指導につきましては、外国人英語指導助手を積極的に活用し、基礎的、実践的なコミュニケーションを図り、英語力の育成に努めるとともに、児童生徒の能力、適正、興味関心などの対応に努めてまいります。

（道徳・生徒指導）

道徳教育につきましては、学校の教育活動全体を通して行われるものですが、創意工夫をしながら、児童生徒の実態に即した授業の改善を図ってまいります。

また、地域に開かれた学校という視点から、地域そのものを道徳の貴重な教材としてとらえ、効果的な活用を図ってまいります。

問題行動に対応する生徒指導につきましては、各学校の具体的な方針のもと、組織体制を整備しながら、関係機関との連携による実効ある取り組み

みを展開するとともに、教育相談体制の充実を図るために、早来中学校と追分中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒の悩みや不安の解消に努めてまいります。

(健康・安全教育)

学校における健康・安全教育につきましては、子どもの体力・運動能力の低下や生活習慣病の兆候、薬物や性非行などの新たな課題に適切に対応し、心身の健康・体力の向上・安全に関する指導の充実を図ってまいります。

また、学校内外での事故防止に係る危機管理マニュアルの再点検を通して、自らの生命を守る判断力や行動力を身につけさせる指導の充実にも努めてまいります。

(総合的な学習の時間)

総合学習につきましては、毎日の生活に基づく現実的な課題を、自ら見つけ、自ら学び、自ら考え解決する資質や能力を育てるために、極めて重要なものであります。

このため、今後は、そのねらいの達成のため、各発達段階で扱う学習内容の系統性を明確にし、指導計画に位置づけてまいります。

また、総合的な学習の時間と各教科の結びつきを一層強め、地域教材・人材などに留意して、双方向的な学習が展開できるよう、授業の改善を図ってまいります。

さらに、さまざまな体験的学習を通じて、人とかわる力の育成にも努めてまいります。

(高等学校)

追分高等学校につきましては、外国人英語指導助手を派遣し、生徒の実践的な聞く力、話す力などの指導に努めるとともに、各種検定料の補助や授業料免除者諸費補助など、18年度も追分高等学校教育振興会に対し、応分の助成をしております。

また、ご案内のとおり、道教委は、既に新たな高校教育に関する指針（素案）を発表しております。高校の適正配置の考え方ですが、1学年4～8学級を適正規模とし、3学級以下の高校は、原則、再編整備の対象となっております。

さらに、2学級以下の高校については、市町村への移管を検討するとともに、地理的状况から他校へ通学困難な場合には、近隣の適正規模の高校をセンター校とする、地域キャンパス校の導入を検討しております。

追分高等学校のような、1学年2間口の小規模校にとって、これからも存続問題を取り巻く環境は、大変厳しいものがありますが、今後とも町並びに議会、関係機関・団体などと密接な連携を図り、粘り強く存続運動を展開してまいります。

(学校施設等の整備)

学校施設等の整備につきましては、今年度は緊急性を勘案して、追分小学校の体育館のアスベスト除去工事を実施してまいります。

なお、今後とも、中・長期的な展望に立って、計画的な施設等の改修整備に努めてまいります。

II . 社会教育の充実

次に『社会教育の充実』について申し上げます。

(生涯学習)

町民が、心豊かで潤いのある生活を送るためには、「一人ひとりが、生きがいとゆとりを持ち、生涯にわたって学び続けることができ、その学習成果を生かすことのできる」生涯学習社会の実現が必要であります。

その生涯学習社会を構築するためには、教育行政だけの取り組みではなく、行政間や関係機関・団体との連携は不可欠であります。

そのため、安平町総合計画と連動した、生涯学習計画の策定に努めるとともに、「生涯学習の町・あびら」を目指してまいります。

また、これまで両地区で行われてきた、特色ある生涯学習事業の融合を図るとともに、生涯学習情報として、生涯学習だより「きらり」を発行し、情報提供に努めてまいります。

(社会教育活動)

各種社会教育講座・学級などにつきましては、来



年度以降の大幅な整理統合を視野に入れ、本年度に事業評価を実施しながら、再構築に努めてまいります。

子どもの安全確保につきましては、行政や学校のみでは不可能なことから、町内会、防犯協会、老人クラブ、警察、関係団体などに協力をお願いし、適切に対応してまいります。

また、追分地区で昨年度から実施しております「子どもサポート隊」につきましては、早来地区の地域自治会単位で進めております、交通防犯活動などとの連携を含め、実施範囲の拡大などに努めてまいります。

(生涯の各時期における学習機会の充実)

幼少年教育につきましては、未来を担う子どもたちに、自ら学び考える力や人と関わる力、並びに豊かな心を育むことを目指してまいります。

そのため、小・中学生の文化鑑賞事業として、「児童観劇会」を開催するとともに、「生徒観劇会」につきましては、両中学校合同により開催してまいります。

また、戦争という愚かな過ちを二度と繰り返さないことを誓った日から、60有余年が過ぎました。

平和教育の観点から、追分地域において昭和63年から実施してきた、「広島平和記念式典派遣事業」を安平町においても継続し、平和について考える力を養うとともに、後世に戦争を語り継いでいく努力をしてまいります。

団体活動といたしましては、地域単位の子ども会とともに、地域の特色にもなっている、子ども会育成連絡協議会の活動を側面的に支援してまいります。

青年教育につきましては、自ら鍛え、若い力と情

熱で行動し、存在感溢れる若者の育成を図ってまいります。

そのため、青年の力がまちづくりにつながる、「まちづくり講習会」の開催に努めるとともに、学校における「総合学習」や「体験学習」との連携を目指してまいります。

また、合併に伴い統一される「安平町成人式」、及び「祝賀会」につきましては、安平ABC（旧追分農村青少年連絡協議会）、及び青年サークル、さらには、新成人の協力を得て企画してまいります。

女性教育につきましては、男女共同参画社会の実現を図る意味からも、女性の地位向上と一層の社会参加を促進してまいります。

そのため、管内で実施されております胆振婦人国内研修事業に、女性リーダーを派遣し、女性の資質の向上に努めてまいります。

また、女性相互の意見交流や地域活動を担う、「婦人団体連絡協議会」につきましては、全町的な組織化や活動の拡大に努めてまいります。

成人教育につきましては、成人としての責任を自覚し、地域社会と理想的な関係を築くことを目指してまいります。

そのために、「生涯学習ボランティアスタッフ」の活力を活かした事業の実施とともに、町民が自主的に企画運営・参画する「マイプラン・マイスタディ事業」を推進してまいります。

また、北海道委託事業を活用した、様々な「子育て講座」を開催するとともに、両地域で実施されてきた「ブックスタート事業」を継続してまいります。

高齢者教育につきましては、自らの生きがい探しの場と、これまでの人生で得た学習成果を活用する、機会の提供に努めてまいります。

そのために、早来地区の「公民大学」と追分地区の「高齢者学級ふれあい塾」を開校しつつ、相互交流による「ふれあい機会の場」を提供してまいります。

また、高齢者が長年培った経験をまとめた、「知恵袋」を編集するとともに、これらの知識を、地域や子どもたちに広く還元する機会の提供に努めてまいります。

世代間交流につきましては、異なった世代が一堂に集まる機会を提供し、一人ひとりの学習成果を、まちづくりに活かすよう努めてまいります。

そのために、町内の児童が様々な体験活動を行う、「体験学習事業」を実施するとともに、学習の成果を、「教育委員会専用ホームページ」により、情報発信してまいります。

また、地域内講師の養成講座として、「人材育成コース」を開講するとともに、潜在的な技術と知識・経験を活かす「町づくりマスター制度」や、「有償ボランティア制度」を創設し、多様化する町民のニーズに応えてまいります。

(芸術文化)

芸術文化活動につきましては、町民の中に潜在する芸術文化の芽を大切に、豊かな感性を育むよう努めてまいります。

そのために、「文化講演会」を企画・開催するとともに、「芸術文化鑑賞会」を、文化協会の協力を得ながら実施してまいります。

また、幼・小・中・高の連携につきましては、校種間の交流が教育に果たす役割は、極めて重要なものがあります。

今後とも、幼稚園、義務教育から高等学校教育までの一貫した音楽教育の機会として、「音楽ふれあいフェスティバル」の継続開催に努めるとともに、「公民館ロビーコンサート」につきましては、音楽を通じた心のふれあいを醸成するための事業として、引き続き実施してまいります。

(郷土の歴史の継承)

郷土の歴史であります文化財につきましては、ふるさと学習を通じ、町に現存する文化財を保護し、郷土愛の醸成に努めてまいります。

そのために、文化財資料の収集とともに、鉄道資料館の定期開館と、早来郷土資料館の一般公開、並びに追分郷土資料保管庫の整備に努めてまいります。

また、長期的課題として、鉄道資料館、及び郷土資料館の整備に向けた検討に着手してまいります。

(国際理解と地域間交流)

国際交流活動につきましては、国際感覚を身につけ、我が国の伝統文化を尊重しつつ、互いの文化や心の交流を深めることを目指してまいります。

そのために、国際理解や交流を目的とした、各種研修への参加を奨励するとともに、「旧追分国際交流センター」、及び「旧早来地域間交流協会」の組織統合に向けた協議を進めてまいります。

地域間交流につきましては、自らの視野と夢、ロマンを広げる活動機会の提供につとめてまいります。

そのため、旧早来町で取り組んできた、「中学生海外派遣事業」につきましては、安平町としても継続してまいります。

また、胆振東部3町の指導者を登録し、ネットワーク化を図る、「東胆振3町リーダーバンク制度」への登録と活用を促進してまいります。

(施設の効果的活用)

公民館図書室の運営につきましては、蔵書の充実を図り、町民サービスの向上と、皆読書運動を進めてまいります。

そのために、各地区の公民館図書室、及び図書コーナーにおける、新刊図書の移動を、定期的を実施してまいります。

また、早来地区で導入されていた、図書データベース化につきましては、追分公民館図書室の蔵書を含めた、データ取り込み作業を検討するとともに、安平町の各公民館図書室で所蔵する図書を、インターネットで自宅から検索できるシステム導入について、検討を進めてまいります。

各地区にある公民館の役割や、料金の格差問題、さらには、施設の改修などにつきましては、公民館運営審議会において、審議を進めてまいります。

また、早来町民センターの改修工事につきましては、お年寄りや障がい者に配慮した、エレベーターの設置やトイレ改修などを行うなど、これまでの町民要望に応えてまいります。

(学社融合)

学社融合の推進につきましては、教育委員会が地域と学校を結ぶ架け橋として、地域の教育に対する関心を高めながら、地域と学校の教育力の向



上を目指してまいります。

そのために、教育資源を有効に活用できるよう、学校と地域と教育委員会が連携した教育活動を展開する、安平町学社融合推進連絡会議の設立を目指してまいります。

また、総合的な学習の時間などを通して、地域の教育力を授業の中に取り入れることができるよう、学社融合を目的とした各種事業の推進に努めてまいります。

Ⅲ . 社会体育の充実

次に『社会体育の充実』につきまして申し上げます。

(健康・体力づくりの推進)

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちたまちづくりの形成や、人々の身心の健全な発達に寄与するものであり、町民の生涯にわたった積極的な健康・体力づくりを推進するとともに、スポーツへの参加意欲の高揚と、日常化の促進に努めてまいります。

そのために、「歩く」を中心とした事業を、行政の横断的な連携のもと、進めてまいりますとともに、ペタンクをはじめとする軽スポーツの普及や、各種ニュースポーツ交流会、水泳教室などの生涯学習講座の開催に努めてまいります。

なお、子どもたちのスポーツ環境の向上を図るため、「安平町子ども文化スポーツ賞（仮称）」の創設とともに、受賞者に対する日常のスポーツ活動を支援する、「安平町子どもスポーツ支援制度」を、併せて検討してまいります。

(指導体制の強化)

指導体制につきましては、人材登録バンク制度の活用を図り、地域での指導者不足の解消を目指すとともに、部活動における「外部コーチ制度」の積極的な活用を図ってまいります。

また、体育協会や体力づくり推進協議会、各スポーツ団体の大会・教室などの実施にあたりましては、今後とも、自主運営方式による活動が図られる

よう、支援してまいります。

(施設の効果的活用)

学校施設の開放につきましては、各小中学校などの体育館を利用し、運営に努めてまいりましたが、利用団体の自主性を促すため、追分地区で実施されてきた、自主管理方式を安平町全体に拡大してまいります。

また、スキー、スケートや各種武道をはじめとする、町民によるスポーツ活動を支援するとともに、早来地区にある「スポーツ合宿所」の活用を促進してまいります。

なお、スポーツ施設の改修につきましては、計画的に実施してまいりますとともに、せいこドームの温水プールの通年利用と、アイスアリーナの夏場利用を、多角的に検討してまいります。

おわりに

以上、平成18年度における教育行政執行方針を申し上げます。

今年は、戦後の風雪に耐えてきた日本国憲法が、施行されてから59年目になりますが、今日の教育行政を取り巻く環境は、憲法や教育基本法改正の議論など、様々な要因をはらみながら揺れ動いております。

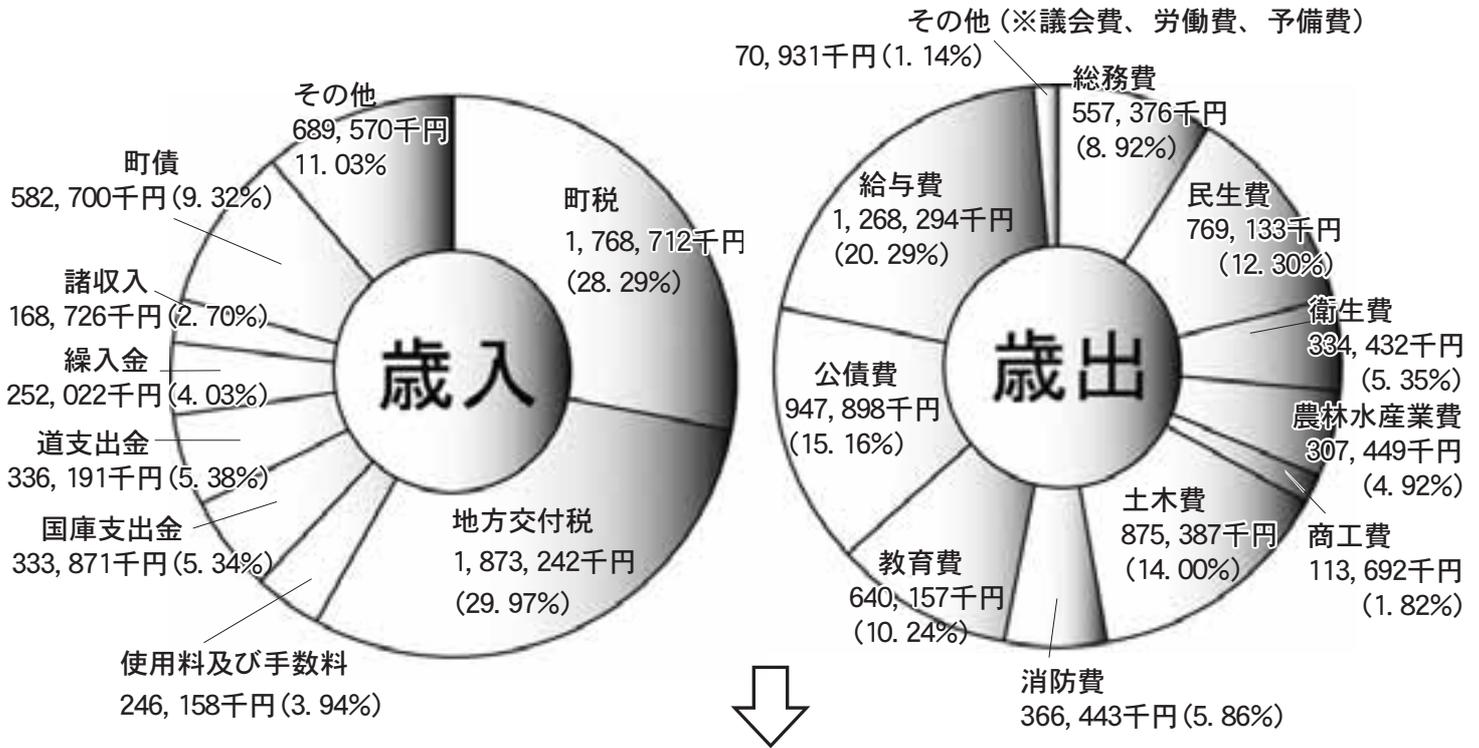
私は、これらの動向を慎重に見極めながら、今後とも、車の両輪である町長部局と密接な連携を図り、教育行政の推進に万全を期してまいりたいと考えております。

あらためて、町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

平成 18 年度 予算の概要

一般会計予算

62 億5,119万 2 千円



町民 1 人当たりになると

総務費 (町の財産管理などに)	59,933円
民生費 (福祉充実などに)	82,702円
衛生費 (保健衛生、環境衛生、公害対策などに)	35,960円
農林水産業費 (農業や林業等の振興などに)	33,059円
商工費 (商工業の振興などに)	12,225円
土木費 (道路や河川の整備などに)	94,128円
消防費 (消防組合への負担金などに)	39,402円
教育費 (学校教育、生涯学習の推進などに)	68,834円
公債費 (町の借金返済などに)	101,925円
給与費 (職員の給与)	136,376円
その他 (議会、労働者福利厚生などに)	7,627円
合計	672,171円

※一般会計の予算額を平成 18 年 3 月 31 日現在の人口9,300人で割ったものです。

特別会計予算 42億391万7千円



市町村の財政には「一般会計」と「特別会計」の2種類があります。

一般会計は、市町村の財政の基本を示す家計簿といえるもので、税金などの収入を示す「歳入」と、その使い道を示す「歳出」の2つから成り立っています。

特別会計は、市町村が行っている特別事業に対して、支出や収入を分かりやすくするために一般会計とは分けて経理するものです。安平町には、次の6つの特別会計があります。

国民健康保険事業（10億1,840万5千円）

○歳入

国民健康保険税	291,224
国庫支出金	352,991
療養給付費交付金	180,268
道支出金	59,566
共同事業交付金	23,760
その他	110,596

○歳出

保険給付費	684,896
老人保健拠出金	238,830
介護納付金	56,213
その他	38,466

(単位:千円)

老人保健事業（13億1,817万9千円）

○歳入

支払基金交付金	695,151
国庫支出金	403,732
道支出金	100,930
繰入金	83,969
繰越金	26,590
諸収入	7,807

○歳出

医療諸費	1,301,210
その他	16,969

(単位:千円)

介護保険事業（7億4,557万2千円）

○歳入

保険事業勘定	694,557
介護保険料	99,289
国庫支出金	154,266
支払基金交付金	182,335
道支出金	88,115
繰入金	98,051
繰越金	58,250
その他	14,251
介護サービス事業勘定	51,015

○歳出

保険事業勘定	694,557
総務費	38,048
保険給付費	583,917
地域支援事業費	11,839
諸支出金	24,857
その他	35,896
介護サービス事業勘定	51,015

(単位:千円)

簡易水道事業（3億5,490万8千円）

○歳入

使用料及び手数料	171,375
国庫支出金	32,099
繰入金	56,167
諸収入	6,973
町債	80,200
その他	8,094

○歳出

総務費	126,369
施設費	115,924
公債費	112,115
予備費	500

(単位:千円)

公共下水道事業（7億3,909万2千円）

○歳入

分担金及び負担金	37,790
使用料及び手数料	48,363
国庫支出金	180,000
繰入金	233,415
町債	233,700
その他	5,824

○歳出

管理費	71,224
事業費	415,317
公債費	252,351
予備費	200

(単位:千円)

工業団地事業（2,776万1千円）

○歳入

使用料及び手数料	1,743
繰越金	1,326
繰入金	24,505
その他	187

○歳出

総務費	27,511
予備費	250

(単位:千円)

まちづくりへの取り組み

問合せ

まちづくり推進課 まちづくり

推進係 ☎ 2514

E-mail m-suishin@town.abira.lg.jp

自治会等の振興……………584万円

町内34自治会等に対して運営費の補助や町民の集いなどの助成を行います。

コミュニティの振興……………343万円

花いっぱい運動の支援やほほえみづくり事業を通じ、地域間コミュニティの推進を行います。

定住化施策……………782万円

安平町の人口増加を目的として、住宅建設奨励助成金等の助成事業を実施します。



問合せ

企画課 広報広聴係 ☎ 2751

E-mail kouhou@town.abira.lg.jp

広報活動……………619万円

「広報あびら」や「広報^{スマイル}笑顔」の発行により、町民の皆さんに行政情報を積極的に提供し、情報の共有化を図ります。また、安平町を紹介する町勢要覧やミニ要覧も作成します。

問合せ

議会事務局 総務係 ☎ 2411

E-mail gikai-soumu@town.abira.lg.jp

議会だよりの発行など……………104万円

年4回の定例町議会を中心に議会だよりを発行し、一般質問や審議された内容、研修などの議会活動について町民の皆さんにお知らせします。

保健・医療・福祉への取り組み

健康推進対策……………4億8,642万円 単位:千円

事業名		主な事業内容	予算額	
地域保健推進	救急医療体制確保	救急医療啓発事業と休日夜間医療体制確保	4,127	
	地域保健推進	早来地区保健推進会活動支援と追分地区保健推進員活動推進	208	
健康	健康診査と各種がん検診	結核検診(5月)、基本(循環器)健診・境界域検診(6月・7月・1月)、子宮がん検診・婦人科エコー・乳がん検診(6月・7月・1月)、胃がん検診(6月・7月・1月)、肺がん検診(5月・7月・1月)、大腸がん検診(6月・7月・1月)、前立腺がん検診(7月・1月)、肝炎ウイルス検診(6月・7月・1月)、エキノコックス症検診(7月・1月)※早来地区は小学3年生以上の全住民が対象。※追分地区は小学3年生のみが対象。	31,756	
	予防対策	健康教育	検診結果報告会 医師、管理栄養士、保健師などによる保健指導と健康相談	604
		生活習慣病予防に関する知識啓発	保健推進員、地区保健推進会及び健康相談参加者などを対象とした講演や運動実技指導ほか	301
		家族の健康を守る集い	健康をテーマにした講演とレクリエーションなど(12月頃予定)	50
	インフルエンザ予防接種助成	65歳以上の方が医療機関で接種した料金の2分の1以内の額を助成(生保の方、重度医療・一人親家庭医療受給者及び特定疾患受給者などの方は全額助成)	1,554	
母子保健対策	特定不妊治療費支援	北海道の実施する特定不妊治療費助成事業に、町単独事業として一人年間10万円を限度に通算5年間の助成を上乗せ(道との合計20万円)	400	
	各種健康診査	妊婦健診と乳児、1歳半児・3歳児・5歳児の各年齢期健診など	2,526	
	母子保健教育	パパママ教室の開催、乳児健康相談、離乳食講習会など		
	母子栄養対策	妊婦6ヶ月間、産婦3ヶ月間と乳児に9ヶ月間栄養食品を支給	120	
	歯の健康対策	幼児のフッ化物塗布、保育園児の歯科検診と学童歯磨き指導など	1,685	
	予防接種	医療機関委託による三種混合、二種混合、麻疹、風疹、BCG、ポリオ、MRの接種	5,162	
その他	保健センターの管理	149		

問合せ

保健課保健推進係 ☎ 4555
E-mail hoken@town.abira.lg.jp

保健課予防係 ☎ 4555
E-mail yobou@town.abira.lg.jp

保健課母子保健係 ☎ 4555
E-mail boshi@town.abira.lg.jp

問合せ

福祉課 社会福祉係 ☎ 4555

E-mail sk-fukushi@town.abira.lg.jp

ぬくもりセンター施設費……………4,638 万円

福祉・情報通信サービスとお風呂が融合した多機能・多目的なコミュニケーションスペースとして、また、町民の憩いと交流の場として毎日の生活にうるおいを与えることができるような施設の管理運営を目指していきます。

◎保健・福祉施設

児童館、子育て支援センター(各種検診室)
ボランティア室、介護機器展示室、生活・介護・児童・健康相談室、福祉・介護・保健関係行政事務室

◎マルチメディアコーナー

多目的情報ホール
電子役場・パソコン体験コーナー

◎ぬくもりの湯

天然鉱石の温浴施設(和風浴室・洋風浴室)
ひまわりの湯(障がい者用浴室)
障がい者用トイレ(オストメイト対応トイレ完備)
軽食コーナー・休憩施設
ガーデニングホール





児童福祉対策費・・・・・・・・・・・・・・・・7,151万円

◎保育園

子どもは、あらゆる可能性を秘めています。その子どもたちが心身共に健康に過し、輝かしい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標となっています。

保育園では、良い環境で健やかに明るく心豊かに育つよう、保育内容を充実させ子育てを応援しています。基本的な生活習慣、人に対する愛情や信頼感、豊かな感性や創造力、幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期です。親と保育園が手を取り合って子どもを育てていくことが必要です。

安平町では、町立の保育園として、次の5園の運営をしています。

町立保育園概要

保育園名	3歳未満	3～5歳	計	保育時間	開設期間	問合せ
明 春 辺	3名	5名	8名	8:30～16:30 ※62日間は 8:30～17:30	4月～12月	☎⑤ 3931
旭	6名	8名	14名			☎⑤ 3932
早 来	—	74名	74名	平日 8:00 ～17:30 ※普通保育は 9:00～15:00 土曜 8:00 ～11:30	4月～3月	☎② 2510
遠 浅	—	28名	28名			☎② 2247
安 平	7名	9名	16名			☎② 2350
計	16名	124名	140名			

追分保育園概要（私立）

保育園名	3歳未満	3～5歳	計	保育時間	開設期間	問合せ
追分保育園	7名	23名	30名	平日 7:00 ～18:00 土曜 7:00 ～16:00	4月～3月	☎⑤ 3439

問合せ

福祉課 子育て支援係 ☎⑤ 4555
E-mail kosodate@town.abira.lg.jp

福祉課 児童福祉係 ☎⑤ 4555
E-mail jd-fukushi@town.abira.lg.jp

問合せ

福祉課 子育て支援係 ☎ 4555
E-mail kosodate@town.abira.lg.jp

福祉課 児童福祉係 ☎ 4555
E-mail jd-fukushi@town.abira.lg.jp

◎子育て支援ルーム

子どもが元気に伸び伸び育つこと、大切な乳幼児期を親子ともども楽しみながら過ごせることは、みんなの願いだと思います。

しかし、子育ての中では、さまざまな迷い・悩み・戸惑いが出てきます。

『子育て支援ルーム』では、そうした育児不安の解消や「子どもを生み育てる」ことが、今よりも少しでも楽しくなるように、また、小さい子どもたちにもいろいろな遊びを楽しむ機会を提供し、親同士・子ども同士の交流の場となるように取り組んでいます。

○開設日 月曜日～金曜日 8時30分～17時

○問合せ 追分地区 ☎ 3675 早来地区 ☎ 3190



◎児童館・放課後児童保育所

近年、核家族化や少子化が進んでおり、環境も大きく変わりつつありますが、家庭から外に出て働く母親も多くなり、共働き家庭が増え、また、学校においても完全週5日制が定着しました。

学校から帰っても誰もいない家庭、それは子どもたちにとってはとても寂しいことです。

そのような子どもたちが、楽しく過ごせる場として、また保護者が安心して預けられる場として開設しています。

○開設日

月曜日～金曜日 追分地区 9時～18時
早来地区 12時30分～17時30分

土曜日・学校休業日 ※日曜日、祝日等を除く
追分地区 9時～18時
早来地区 8時30分～17時30分

○対象児童 放課後 小学1年生から小学3年生
児童館 幼児から高校生
※幼児は保護者同伴

○問合せ 追分児童館 ☎⑤ 3673
早来放課後児童保育所 ☎② 3670

障がい者福祉対策……………1億7,579万円

平成18年10月1日より完全実施される「障害者自立支援法」は、すべての人が安心して暮らすことができるまちづくりを目指すもので、そのために必要なさまざまな施策を実施するものです。

これまでの、障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、医療負担などをひとつの制度の下でサービスを提供する仕組みを作り上げ、対象者が安心して、安全に暮らせるまちづくりを目指して取り組んでいます。

○主な事業

腎臓機能障害者及び特定疾患等通院費扶助
身体障害者舗装具給付・更生医療給付・日常生活用具給付事業
支援費制度支給事業

問合せ

福祉課 障害福祉係 ☎⑤ 4555
E-mail sg-fukushi@town.abira.lg.jp

問合せ

介護保険課高齢者福祉係 ☎ 4555
E-mail k-fukushi@town.abira.lg.jp

介護保険課介護予防係 ☎ 4555
E-mail kaigo-yobou@town.abira.lg.jp

介護保険課介護支援係 ☎ 4555
E-mail kaigo-shien@town.abira.lg.jp

在宅高齢者生活支援……………3,156 万円

在宅で暮らす高齢者の生活支援を行います。緊急通報サービス、通院費助成、寝具洗濯乾燥消毒、福祉用具購入費補助、介護用ベッド貸付、介護用品支給を実施します。

ただし、すべてのサービスにそれぞれ申請が必要です。

○介護保険の認定非該当者のサービス

要介護認定を申請し、非該当となられた方でも、何らかのサービスが必要と思われる場合には、介護保険とは別に次のサービスを受けることができます。

サービス名	内 容	サービス	利用者負担
ホームヘルプ (訪問介護)	家庭を訪問して、食事や掃除など身の回りのお手伝いをします。	概ね週 2 回	基本的に要した費用の 10%
デイサービス (通所介護)	デイサービスセンターまで送迎して入浴や生活相談、日常動作訓練、健康チェックを行います。	概ね週 1 回	基本的に要した費用の 10%と、食事にかかった費用
デイケア	早来医院通院所りハビリセンターまで送迎して、入浴や生活相談、機能回復訓練、健康チェックを行います。	概ね週 1 回以内	

◎自立のための支援サービス

お年寄り世帯に対し、少しでも自立した生活ができるように支援を行います。

サービス名	内 容	サービス	利用者負担
緊急通報サービス	緊急通報システムを設置し、緊急時の連絡及び相談をします。(24時間対応)	緊急通報システム一式を貸与	な し
通院費助成	通院するために利用したタクシー料金の一部を助成します。(1か月につき2枚、24枚を限度として利用券を交付します) ※肝臓などの機能障害で、身体障害者3級以上若しくは、認知症などにより、タクシー以外の交通機関を利用できない場合		一通院につき5千円を限度とします。
寝具洗濯乾燥消毒サービス	寝具の丸洗い乾燥および消毒をします。		な し
福祉用具購入費補助	介護保険法適用以外の福祉用具購入費の補助をします。 (歩行用杖、シルバーカー、風呂マット)	世帯全員の市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	購入費用の10%
通院移送車運行	身体障害者手帳を持っている方や概ね60歳以上の方で、JR、路線バスおよび自家用車を利用することが困難な方	人工透析の通院などに、町の車両で医療機関までの送迎をします。	1回につき通院する医療機関の所在地までの片道のJR運賃に相当する額とします。
生活管理指導員派遣	一定の要件を満たした高齢者で、日常生活上の援助が必要な方	基本的な生活習慣が欠如し、社会適用が困難な高齢者に対して生活管理指導員を派遣します。	な し

◎介護している家族の支援サービス

サービス名	内 容	サービス	利用者負担
家族介護支援	家庭で介護されている方を一時的に介護から解放し、介護者相互の交流会、介護相談、技術の習得などを実施して、心のアフターケアをします		な し
介護手当支給	要介護3以上と認定された高齢者を無報酬で介護している町民税非課税世帯の方に支給します。(支給月は6月、9月、12月、3月です)	○支給額 月額5千円～2万円 ただし、家族介護慰労金支給対象となっている方は、別になります。	
福祉用具貸出	施設介護サービス利用者が一時帰宅した際など、必要なときに貸出します。	○対象用具 介護用ベット エアマット 歩行器 車いす つえ	利用料は無料とし、使用後の消毒に要する費用と、用具を運ぶ手段は利用者の負担。
介護用品支給	要介護3以上と認定された高齢者を在宅で介護している町民税非課税世帯の方が対象となる介護用品を購入する場合の経費の一部を町が負担します。	○対象介護用品 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー ただし年額1人当たり7万5千円を限度とします	限度額を超えた分については自己負担になります。
家族介護慰労金支給	要介護4または5の過去1年間介護を受けていない高齢者を無報酬で介護している町民税非課税の方	1年度当たり10万円	

福祉サービス移送車……………225 万円

旧追分町にて合併前から運行していたこのサービス車は、今年度も暫定的に運行することにします。ただし、新町の循環バス事業が運行開始になりますので見直していくことになります。

地域生活支援活動推進事業……………326 万円

高齢者の自立を図り、高齢者が住み慣れた家で人々に囲まれながら健康で安心して生活できるまちづくり運動を地域団体と進めるため、高齢者の生きがい活動および健康づくり活動の普及啓発等在宅高齢者に対する支援活動の経費について、申請されて認められた場合、一定の限度額までの交付金を交付します。

合併後の敬老の日にあわせた行事も、この事業に含まれ、実施する連合自治会や町内会等には、町から費用を交付することになります。

事業区分	交付となる対象事業例
交流会・訪問健康事業	敬老会の開催や友愛訪問の実施 スポーツ、レクリエーションなどの実施 花壇などの地域での景観づくり運動 など
住民福祉活動事業	毎日定期的に訪問する活動 ふれあい昼食会 町内会たすけあいチームづくり
見守り・啓発交流事業	ひとり暮らし高齢者との交流会の開催 地域での健康教室および栄養・料理教室 など

長寿祝金……………369 万円

高齢者に対し、その長寿を祝福するとともに、社会に貢献した労をねぎらうため、長寿祝金を贈ります。

対象者	祝金の額
満 77 歳の誕生日を迎えられた方	2 万円
満 88 歳の誕生日を迎えられた方	3 万円
満 99 歳の誕生日を迎えられた方	5 万円
満 100 歳の誕生日を迎えられた方	12 万円

産業振興への取り組み

問合せ
農林課農政係 ☎ 2515
E-mail nousei@town.abira.lg.jp

農業振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 9,363 万円

緑肥導入事業を推進し農業センターの土壌分析事業と連動した総合的な土づくり対策を推進するとともに新たな経営所得安定対策に向けた担い手の確保に努めます。また、農業振興資金(無利子)の貸付や農業用廃プラスチック処理への助成を行い、生産・経営・環境に対応した「元気な農業づくり」に向けた取り組みを進めます。

問合せ
農林課畜産係 ☎ 2515
E-mail chikusan@town.abira.lg.jp

畜産振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 334 万円

世界的な家畜伝染病の発生に備えることはもとより、日常的な家畜防疫対策、酪農ゆとり対策(ヘルパー)、乳牛検定事業を支援して畜産経営の強化を推進します。



問合せ
農業センター ☎ 2502

農業センター・・・・・・・・・・・・・・・・ 326 万円

土づくりに必要な土壌診断機能の強化を図り、普及センターなどと連携して農業生産の拡大並びに農業経営の安定向上に努めます。また、新規就農対策や担い手対策及び市民農園等の情報発信拠点施設としての役割を担います。

問合せ
農林課土地改良係 ☎ 2515
E-mail kairyou@town.abira.lg.jp

瑞穂ダム・土地改良・・・・・・・・・・・・ 1億7,903 万円

瑞穂ダムの維持管理と早来・安平川地区の畑地帯総合整備事業・農業農村整備事業を推進するとともに事業完了地区の地元年賦金を償還します。

問合せ
農林課林務係 ☎ 2515
E-mail rinmu@town.abira.lg.jp

林業振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,156 万円

森林の公益的機能の発揮のための啓発、私有林や町有林の整備、林野火災予防、有害鳥獣駆除を実施します。

商工業振興・・・・・・・・・・5,315万円

商工活動を助成します。商工会運営の補助、特別融資資金貸付による中小企業対策を行います。

また、商工会青年部が主体となり商店街にプランターの設置、植栽等の美化活動に対する助成をします。

問合せ

商工労働課商工係 ☎ 2411

E-mail syoukou@town.abira.lg.jp

観光事業の推進・・・・・・・・・・1,240万円

かしわまつり、メロンまつりを代表する町内イベントの助成やオール胆振フェスティバル in さっぽろ、東胆振物産まつりに対する助成、赤いひまわり植栽事業委託費、安平町物産館の管理委託費、観光協会への補助を行います。



問合せ

まちづくり推進課観光特産品係

☎ 2514

E-mail kankou@town.abira.lg.jp

企業立地・・・・・・・・・・2,364万円

平成17年度までに工場等を新設・増設した企業に、課税初年度から3年分の固定資産税相当額(限度額1億円)を5ヵ年に分割して奨励金として交付します。

問合せ

商工労働課企業誘致係

☎ 2411

E-mail k-yuuchi@town.abira.lg.jp

労働・・・・・・・・・・1,118万円

○勤労者融資貸付制度があります。

目的 町内に居住する勤労者(組織労働者又は中小企業及び団体の労働に従事している者)に対して福利厚生と勤労意欲の推進等を図るため資金貸付を行う制度です。

資金用途 本人又は家族の病気、災害、冠婚葬祭及び子弟の教育費など。ただし、遊行娯楽等消費資金は除く。

貸付内容 ①貸付限度額は100万円以内
②貸付期間は7年以内
③貸付利率年2.95%(教育資金の場合は2.48%)
※その他条件は金融機関が定める。

貸付条件 ①町内に1年以上居住している者
②町税を完納している者
③北海道労働金庫が確実に償還出来ると認めたもの。

問合せ

商工労働課労働係 ☎ 2411

E-mail roudou@town.abira.lg.jp

生活基盤の整備

問合せ
土木課土木係
☎② 2425、☎② 2496
E-mail doboku@town.abira.lg.jp

道路新設改良・・・・・・・・・・・・・・6,060 万円

今年度は、昨年からの継続事業として追分地区の市街4号線の車道・歩道の改良工事、市街6号線歩道舗装工事を実施。

新規事業としては、追分地区の青葉5号線の車道と歩道の改良工事を行います。



問合せ
建設課 住宅係 ☎② 2516
E-mail zyuutaku@town.abira.lg.jp

住宅管理・・・・・・・・・・・・・・3,926 万円

追分中央公営住宅C棟、追分カームビレッジG棟、早来さつき公営住宅A棟の外壁塗装工事、その他公営住宅などに係る維持管理費などです。

問合せ
建設課 建築係 ☎② 2516
E-mail kenchiku@town.abira.lg.jp

公営住宅建設事業・・・・・・・・・・・・・・4億882万円

追分地区は、公営住宅再生マスタープランに基づき、昨年追分南団地において、世帯向けの公営住宅(月棟)の建設に着手し、本年8月上旬に完成します。また、それに伴う駐車場も整備します。

早来地区は、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、世帯向け公営住宅(早来大町東B棟)の建設に着手(平成19年度完成)、早来あかね団地の水洗化事業を実施します。

- 南公営住宅建設工事
鉄筋コンクリート造 1棟
1LDK 2戸、2LDK 13戸、3LDK 9戸、 合計24戸
- 南公営住宅駐車場
駐車場整備事業 敷地面積(敷地内通路を含む) 648㎡
- 大町東公営住宅(B棟)建設工事
鉄筋コンクリート造 1棟
2LDK 6戸、3LDK 6戸、 合計12戸
- あかね団地公営住宅水洗化工事
プレハブコンクリートパネル造 3棟 36戸

水道工事(早来地区).....6,294万円

主な事業としては、国道234号早来道路改良事業に伴う配水管移設工事と早来富岡地区の水道未普及地域解消を目的とした配水管新設工事を行います。

問合せ

第1水道課水道係 ☎ 2730

E-mail s1-suidou@town.abira.lg.jp



下水道工事(早来地区).....1億9,653万円

主な事業として、管渠実施設計の委託業務を実施し、管渠工事については、早来栄町地区の一部と早来北町地区の一部を実施します

問合せ

第1水道課下水道係 ☎ 2730

E-mail s1-gesui@town.abira.lg.jp



問合せ

第2水道課水道係 ☎ 2411

E-mail s2-suidou@town.abira.lg.jp

水道工事(追分地区).....4,558万円

基幹改良事業による管路布設替工事と追分本町地区の浄水場内にある非常用発電機の更新工事などを実施します。

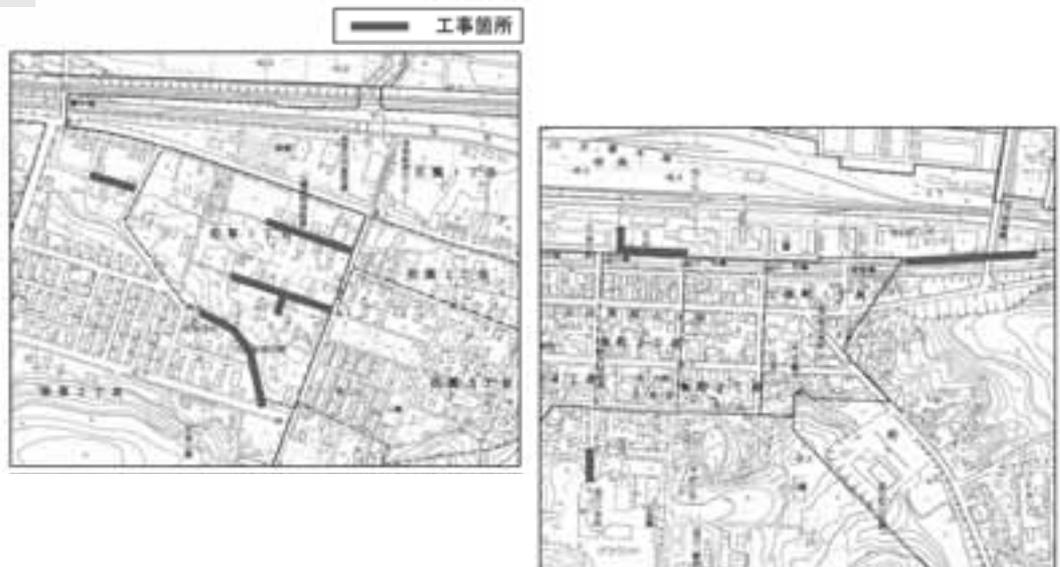


下水道工事(追分地区).....1億6,273万円

追分浄化センターの増設設計と管渠実施設計の委託業務などを実施。管渠工事については、若草地域の一部と中央の一部を行います。

第2水道課下水道係 ☎ 2411

E-mail s2-gesui@town.abira.lg.jp



斎場・墓地管理.....331万円

草刈、ゴミ処理などの維持管理経費。今年度は、早来斎場に網戸を設置します。

問合せ

住民生活課環境衛生係 ☎ 2940
E-mail k-eisei@town.abira.lg.jp

公害対策.....222万円

水質検査や臭気分析、ゴルフ場残留農薬測定などを実施し、公害を未然に防ぎます。また、ごみの不法投棄などを監視するため環境マスター(13名)を設置します。

問合せ

住民生活課環境衛生係 ☎ 2940
E-mail k-eisei@town.abira.lg.jp

公園管理..... 2,000万円

町内各公園の維持管理、遊具の整備、点検の実施。鹿公園やときわキャンプ場の運営を行います。

問合せ

まちづくり推進課公園管理係
☎ 2514
E-mail kouen@town.abira.lg.jp



生涯学習・教育への取り組み

問合せ

学校教育課 総務係 ☎ 2083
E-mail gk-soumu@town.abira.lg.jp

学校教育課 学校教育係 ☎ 2083
E-mail gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

問合せ

生涯学習課 社会教育係 ☎ 2083
E-mail sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

学校教育……………6,202万円

教育団体などに対する補助や就学援助費、外国人英語講師派遣委託料やスクールバスの運行経費などです。

小学校管理……………7,413万円

町内の各小学校の管理費や教材費、パソコン賃借料などです。今年度は、追分小学校の校舎外壁修繕を実施します。

中学校管理……………4,041万円

中学校の管理費や教材費、パソコンの賃借料などです。

社会教育活動……………1,053万円

社会教育委員や青少年問題協議会に係る経費や、各種社会教育事業に係る講師謝礼に要する経費、社会教育関係団体補助金、早来研修センター施設管理として要する経費です。

○今年度の主な事業

- ・安平町成人式
- ・巡回児童、生徒小劇場
- ・中学生海外派遣事業(地域間交流協会補助金)
- ・女性の集い
- ・北海道ジュニアリーダー派遣事業
- ・学社融合事業(町内小中学校との連携による事業)

文化財保護活動……………54万円

文化財保護委員に係る経費や、郷土資料館及び鉄道資料館の維持管理に要する経費です。

公民館活動……………2億5,133万円

公民館施設に係る経費や早来公民館(町民センター)の大規模改修工事のほか、公民館主催行事、公民館図書購入事業に要する経費です。

各種事業では、親子参加による稲作体験や星座観察会、町民が自主企画する生涯学習講座などを実施します。さらには、子育てサポーターの養成講座やブックスタート事業などを行っていきます。

○今年度の主な事業

- ・町民センター大規模改修工事
- ・町民センターボイラー配管改修工事
- ・オストメイトトイレ設置工事
- ・公民館図書購入事業

○各種事業

- ・公民大学(早来地区)、高齢者学級「ふれあい塾」(追分地区)
- ・ブックスタート事業(早来・追分各3回)
- ・子育て講座(妊娠期・思春期・サポーターリーダー養成・ふれあい広場など23講座)
- ・社会教育事業企画検討会(ボランティアスタッフの募集による事業の企画検討)
- ・ロビーコンサート
- ・文化講演会、芸術文化鑑賞会
- ・公民館まつり(自主サークル、団体活動の成果を発表、読書フェスティバル)
- ・生涯学習講座(体験学習コース、芸術コース、アイデアコース、異世代体験コースなど)



問合せ

生涯学習課 社会体育係 ☎② 2083
E-mail sk-taiiku@town.abira.lg.jp

社会体育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 903 万円

体育指導委員に係る経費、社会体育団体等補助、学校体育館開放事業に係る経費、社会体育に係る各種教室及び大会開催に伴う経費です。

○今年度の主な事業

- ・ニュースポーツ交流会(春・秋・冬各2回)
- ・水泳教室
- ・水中運動教室
- ・プールフェスティバル
- ・職場地区別ソフトボール大会
- ・町民登山会
- ・生涯学習講座(こどもチャレンジ塾スポーツ編)

社会体育施設管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9,896 万円

スポーツセンター、スキー場、多目的スポーツセンター、野球場など町内各体育施設の管理・運営に係る費用です。

○営業期間

- 温水プール 4月7日～9月30日
- アイスアリーナ 10月1日～3月31日
- スキー場 12月下旬～3月中旬(予定)



問合せ

早来学校給食センター ☎② 2354
追分学校給食センター ☎② 3476

学校給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7,973 万円

学校給食を円滑に遂行するための早来地区・追分地区給食センターの維持管理に係る費用です。

今年度は、早来地区で給食用食器箱とステン製台車を更新します。

その他の予算

電子自治体の推進・・・・・・・・・・2,825万円

合併電子システム統合事業は、合併に伴い、両町の電子システムの統合とデータ整理に必要とされる経費です。

また、安平町地域情報化実態調査事業は、安平町の情報化(インターネットを接続できる環境等)の整備を有効的に行うために「地域情報化計画」を策定し進めていきます。そのための基盤となる調査に必要とする経費です。(対象世帯 4000 戸)

問合せ

情報課情報管理係 ☎ 2411
E-mail jkanri@town.abira.lg.jp

○今年度の主な事業

- ・合併電算システム統合事業 2,788万円
- ・安平町地域情報化実態調査事業(住民意向調査) 37万円

交通安全対策・・・・・・・・・・768万円

交通安全啓蒙活動に従事している交通安全指導員の報酬や交通安全旗の購入に充てられるほか、交通安全推進団体へ助成します。

問合せ

住民生活課交通安全係 ☎ 2940
E-mail k-anzen@town.abira.lg.jp



平成 18 年度安平町まちづくり予算別冊号

“ 暮らしの笑顔が広がる
ぬくもりと活力と
躍動のまち ” 2006



発 行 安平町
企画・編集 企画課広報広聴係
〒 059-1595
勇払郡安平町早来大町 95 番地
☎ 0145-22-2511
FAX 0145-22-2026
<http://www.town.abira.lg.jp>
E-mail kouhou@town.abira.lg.jp